

鳥取県特定外来生物防除活動推進事業 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (1月末日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

3. 事業開始

【事業の変更が必要な場合】

上限を超えない範囲で事業費の増額が可能な場合。
事業実施場所を変更する場合。

【事業を中止・廃止したい場合】

事業を中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：別表の事業が終了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (事業完了から20日以内か4月20日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

○廃止・中止の場合は廃止・中止の申請を事前に行い、承認を受ける必要があります。

◎補助金の支払い

事務調査終了後、速やかに支払を行います。

資料提出・問い合わせ先

事業実施主体	提出先	住所	連絡先
鳥取市、 岩美郡・八頭郡の町	県庁生活環境部 自然共生社会局 自然共生課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地	0857-26-7978
倉吉市、東伯郡の町	中部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地	0858-23-3150
米子市、境港市、 西伯郡・日野郡の町	西部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160番地	0859-31-9325